



# 埼玉県報

第220号  
令和3年(2021年)  
6月25日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 県営土地改良事業大沼（大）地区（農業用排水施設整備事業）緊急耐震工事計画の決定及び緊急耐震工事計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業の事業計画変更（第14回）（市街地整備課）
- 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の一部を改正する告示（建築安全課）
- 自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道秩父荒川線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道加須菖蒲線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道加須幸手線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道春日部菖蒲線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九十号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七番一の一部、千八百八十八番六の一部及び五千五百十四番一の一部）

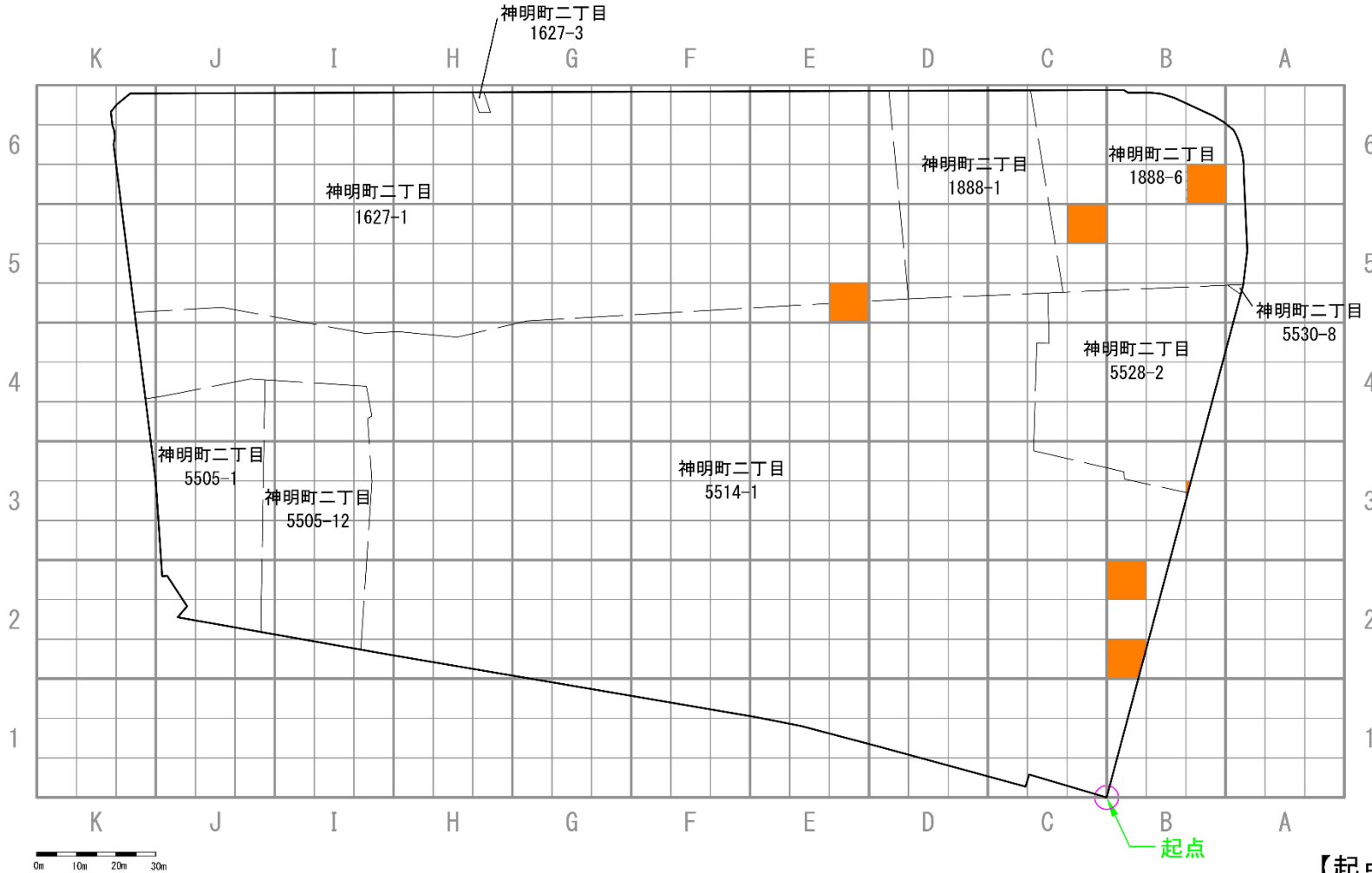
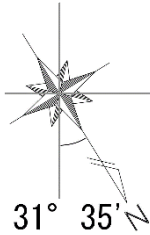
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

#### 三 講じられた指示措置等

基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置浄化

別図



■ : 要措置区域の  
指定を解除する区画

【起点】 神明町二丁目  
5514-1の最北端とした。

【格子の回転角度】 31° 35'

## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業大沼（大）地区（農業用排水施設整備事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和三年六月二十八日から

令和三年七月二十八日まで

#### 二 縦覧場所

吉見町役場

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十三号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

本庄市

### 二 作業種類

公共測量（数値修正 地図情報レベル2500）

### 三 作業地域

本庄市全域

### 四 作業期間

令和三年六月十七日から令和四年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十四号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

狭山市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

狭山市大字笹井地内

### 四 作業期間

令和三年五月三十一日から令和三年十一月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から令和六年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字宮、字原新田、字弥勒、大字下日出谷字高井及び字西の各一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

#### 五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

#### 六 変更認可の年月日

令和三年六月二十五日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から令和六年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、大字下日出谷字高井及び字西の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

### 五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

### 六 変更の内容

第十二条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第三十九条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第七十三条第四項中「施行地区を適当と認める区域に分割し、各区域」を「施行地区」に変更し、「なお、あん分の方法は、あん分率を定めて行うものとする。」を追加する。

### 七 変更認可の年月日

令和三年六月二十五日



## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十七号

令和三年埼玉県告示第二百十三号（令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第二号イ(1)(三)中「埼玉県草加市学園町一番一号」を「埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五番地」に、「獨協大学」を「埼玉大学・理学部講義実験棟」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年3月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月10日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月10日（火）午前8時30分まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月10日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年8月10日（火）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年8月3日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和3年7月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
equipment for car keeping place proof computerization system.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
August 10, 2021 By mail; 8:30 a.m. August 10, 2021 In person; 10:20  
a.m. August 10, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>菅谷寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>比企郡小川町大字中爪字榎戸 五九二番一地先から同郡同町 大字中爪字北原七四三番一地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年六月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年五月三十一 日付け埼玉県東松山県土 整備事務所長告示第八号 で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。延長 三五二・四メートル。</p>	<p>備 考</p>



## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	県道秩父荒川線
供用開始の区間	秩父市別所字原田四一四番一地先から同市別所字花ノ木一五九三番三地先まで
供用開始の期日	令和三年六月二十五日
備考	平成二十八年六月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二九六・六〇メートル

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須菖蒲線	路線名
加須市本町一〇五七番地先から 同市本町一〇四七番地先まで	供用開始の区間
令和三年六月二十五日	供用開始の期日
令和元年九月二十日付け埼玉県行田県 土整備事務所長告示第九号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇六・一七メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須幸手線	路線名
加須市本町一〇四〇番一地先から 同市本町一〇四七番地先まで	供用開始の区間
令和三年六月二十五日	供用開始の期日
令和元年九月二十日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八四・五四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

路線名	県道春日部菖蒲線
供用開始の区間	春日部市内牧三五三一番一地从先から 同市内牧三五三五番四地先まで
供用開始の期日	令和三年六月二十五日
備考	平成十四年十一月二十六日付け埼玉県告示第 二千八百八号で告示した 道路予定区域の一部供 用開始である。 延長九八・〇〇メートル。



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年六月八日第七号、平成十一年八月二十日第二十六号、平成十三年四月九日第三号、平成十六年十一月二日第十四号、平成十九年五月十七日第一号、平成二十一年三月十一日第十二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和三年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

勝

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和三年六月十八日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>入間市大字下藤沢字山ノ神四百四十七―二、四百四十八―二、四百五十一―二、四百五十一―三、字味方原六百八十四―三、六百八十五―二、六百八十六―五、六百八十六―六、六百八十七―五、六百八十八―三、七百四―二、七百五―七、七百五―八、七百五―六の一部、七百五―九の一部及び入間市大字下藤沢字山ノ神四百四十七―二、四百四十八―二、四百五十一―二、四百五十一―三、字味方原六百八十四―三、六百八十五―二、六百八十六―五、六百八十六―六、六百八十七―五、六百八十八―三、七百四―二、七百五―七、七百五―八、七百五―六の一部、下藤沢一丁目一―一、一―二十八、一―二十九、一―三十、一―三十一、一―三十二、下藤沢二丁目一―一、一―十五、一―十六、一―十七、一―十八、一―十九、一―二十、一―二十一、一―二十二、一―二十三、一―二十四の各先</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百九十六・一八
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十一・四〇十四・七

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和三年六月十八日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>入間市大字下藤沢字水入七百九十八―二の一部、字明ノ沢九百八十一―二の一部、九百八十二―二、九百八十二―三、九百九十四―二、九百九十四―三、九百九十五―三、九百九十五―四、九百九十六―二、九百九十六―三、九百九十七―二、九百九十七―四、九百九十七―五、千―三、千―五、千―六、千八―二、千八―三、千九―三、千十四―二、千十五―二、千十五―四、千十五―五、千二十三―五の一部及び入間市大字下藤沢字水入七百九十八―二の一部、字明ノ沢九百八十一―二の一部、九百八十二―二、九百八十二―三、九百九十四―二、九百九十五―三、九百九十六―二、九百九十七―二、千―三、千八―二、千八―三、千九―三、千十四―二、千十五―二、千二十三―五の一部、下藤沢五丁目―二、―一八、―一九、―一十、―一十一、―一二、―一六―一、―一六―四、―一七―一、―一八、―一九―一、―一九―二の各先</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二百九十・八三
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十一・四〇七七・一

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和三年六月十八日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>入間市大字下藤沢字味方原七百五十六の一部、七百五十九の一部、七百六十四、七百六十五、七百六十七、七百六十八、七百六十九、七百七十、七百七十一、七百七十二、七百七十三、七百七十四、七百七十五、七百七十六、七百七十七、七百七十八、七百七十九、七百八十、七百八十一、七百八十二、七百八十三、七百八十四、七百八十五、七百八十六、七百八十七、七百八十八、七百八十九、七百九十、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十四、七百九十五、七百九十六、七百九十七、七百九十八、七百九十九、八百、八百一、八百二、八百三、八百四、八百五、八百六、八百七、八百八、八百九、九百、九百一、九百二、九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、九百八、九百九、千、千一、千二、千三、千四、千五、千六、千七、千八、千九、千十、千十一、千十二、千十三の各先</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百八十四・七
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和三年六月十八日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>入間市大字下藤沢字明ノ沢千二十六―二の一部、千二十六―三の一部、千二十六―四の一部、千二十七―三、千二十七―四、千二十七―六、千二十七―七、千二十八―二、千二十八―四、千二十九―二の一部、千二十九―七の一部及び入間市大字下藤沢字明ノ沢千二十六―二の一部、千二十六―四の一部、千二十七―三、千二十七―四、千二十七―七、千二十八―二、千二十八―四、千二十九―二の一部、千二十九―七の一部、下藤沢二丁目二十七―二十、二十七―二十一、二十七―二十二、二十七―二十六、二十七―二十八の各先</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	七十五・三
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和三年六月十八日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>入間市大字下藤沢字明ノ沢千二十九―二の一部、千二十九―七の一部、千三十一―二、千三十一―六、字味方原七百三十七―四の一部、七百三十七―九の一部、七百三十七―十及び入間市大字下藤沢字明ノ沢千二十九―二、千三十一―二、字味方原七百三十七―四の一部、七百三十七―十、下藤沢二丁目二十七―一、二十七―二十九、二十七―三十の各先</p> <p>入間市下藤沢一丁目百十三、百十六の一部、下藤沢二丁目百十七、百十八</p> <p>入間市下藤沢一丁目百十五、百十六の一部、下藤沢二丁目百十九</p> <p>入間市下藤沢一丁目百十六、百二十の各一部、百二十四</p> <p>入間市下藤沢一丁目百二十の一部</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十二・〇三</p> <p>百三十三・五</p> <p>百三十九・五</p> <p>三十一・〇</p> <p>二十九・九</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十二・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>十五・五</p> <p>十九・五</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和二年十月二十七日

指令川建セ第〇二〇一三〇号

#### 二 検査済証番号

令和三年六月二十三日

川建セ第〇三〇〇三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字七反田上二百七十一番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都国分寺市戸倉三丁目九番地二十五 エクセルハイム・アゼリア二〇三  
藤原 和彦、藤原 陽子

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和三年六月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実



指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年六月十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居千二百三十一番五の 一部、千二百三十一番六、千二百三十一番九 の一部、千二百三十一番二十五から二十七まで</p> <p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百三十四番十 一、九百三十五番六、九百三十六番三の一部、 九百三十六番六、九百三十六番九から十三まで、 九百三十七番二、九百三十七番五、九百三十八 番三、九百三十八番四、九百三十九番三、九百 三十九番四の一部、九百三十九番五、九百五十 一番三、九百五十二番四の一部、九百五十二番 五の一部、九百五十二番十、九百六十番一の一 部、九百六十番二、九百六十番三、九百五十二 番四先道路、九百五十一番三先道路、九百六十 番三先道路</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・〇</p> <p>百十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十七・一から十九・ 三</p> <p>十六・〇から二十 一・四</p>

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 さくら瑞穂会 特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	埼玉県川越市大字渋井二百十九番地

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	荒木裕介
埼玉県監査委員	小久保憲一

## 令和2年度第4回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

### 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

### 2 監査の対象

#### （1）対象事務

令和元年度、令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### （2）対象機関

地域機関 133 機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

#### （3）実施期間

令和3年1月12日～令和3年2月2日

### 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

### 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

### 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	吉川美南高等学校	Ⅱ部定時制課程の保護者等から徴収した平成30年度及び令和元年度の学校徴収金等の会計処理で、事務職員による約336万円の横領事件が発生した。 学校徴収金等の事務処理において、現金出納簿の未作成のほか現金の取扱いが不適切であり、また、学校内での監査も行われていないなど、県教育委員会が定めた諸規程及び同校が自ら定めた規程に反した事務処理を行っていたことは、事務の管理執行体制という点で著しく不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 2件 (2機関)

番号	部局	機関	概要
1	福祉部	発達障害総合支援センター	令和2年度「発達支援サポーター等育成研修事業委託」について、委託内容の執行伺書を作成していなかった。また、見積書を徴取する前に契約締結手続きを進めたことは不適切であった。
2	農林部	農業大学校	令和元年度及び令和2年度に締結した「学生定期健康診断委託」に係る単価契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所
環境部	西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	発達障害総合支援センター、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	鴻巣保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川越高等技術専門校
農林部	秩父農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校
県土整備部	朝霞県土整備事務所、越谷県土整備事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、嵐山史跡の博物館、上尾高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和東高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口工業高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等学校、幸手桜高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、草加南高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分

	校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、特別支援学校 さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別 支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、 所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふ じ高等学園、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援 学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察 署、新座警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警 察署、飯能警察署、寄居警察署、行田警察署、幸手警察署、吉川警察 署

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	荒木裕介
埼玉県監査委員	小久保憲一



1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	秩父県土整備事務所	令和3年3月5日 (第188号)	平成30年度に締結した災害防除工事(煤川工区)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。 1 令和3年1月中に変更契約及び返納手続きを行い、是正した。 2 今後、消費税率の変更があった際には、消費税額について担当部長及び経理員の特別事項として複数でのチェックを行うこととした。 3 設計書綴りの背表紙の部分にマークを付け、消費税経過措置の対象であることを明確にすることとする。 4 出納総務課地域出納員による財務研修を適宜開催し、主に所内の出納員・経理員が参加するとともに、出納員等が所内全職員を対象に、契約についての研修を実施することとした。
県土整備部	杉戸県土整備事務所	令和3年3月5日 (第188号)	令和元年度に締結した雑草刈払業務委託について、十分な進行管理を行っていなかったため、不経済な消費税支出が生じたことは不適切であった。	再発防止に向けて監査結果に至った原因及び経緯などを所属全職員に周知し共有するとともに、以下の取組を実施することとした。 1 制度変更等があった場合には、担当者が判断をするのではなく、所内で方針を定め、グループリーダーから担当者に周知した上で、複数人でチェックするなど適正な契約事務を行うこととする。また、関係各課所に取扱いをどのようにするか相談することとした。 2 適正な契約事務と財務知識の向上を図るため、所内全職員を対象に出納総務課地域出納員による財務研修を実施する。併せて財務事務の処理について疑義が生じた場合には、必ず関係各課所や出納総務課に相談することとした。

<p>県土整備部</p>	<p>総合治水事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成30年度に締結した社会資本整備総合交付金(河川)工事(用地測量業務委託その1)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年1月中に変更契約及び返納手続きを行い、是正した。</li> <li>2 今後、消費税率の変更があった際には、経理員等が複数人でチェックを行うこととした。</li> <li>3 再発防止のため、再発防止研修会を実施した。また、施工監理担当者が消費税改正など重要な制度改変の際には、役付会議、グループ会議での周知徹底を図るだけでなく、注意喚起の資料を所内掲示することとした。</li> </ol>
<p>県土整備部</p>	<p>総合治水事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に実施した河川維持修繕工事(陥没修繕工)について、業務が完了しているにもかかわらず、完了後の日付で契約関係書類を作成又は徴取していたことは著しく不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再発防止研修会を実施し、参考見積書の徴取から工事の完了に至る過程とそれぞれの書類の意味を確認し、県民への説明責任履行と透明性の確保について全職員に強く教育した。</li> <li>2 複数のチェック体制の構築を目的として、以下の取組を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 応急修繕工事に関わる参考見積依頼は所長決裁とした。また、検査員が適正な発注であることを確認することとした。</li> <li>② 参考見積依頼、見積依頼、発注依頼の各段階で、出納員・経理員である総務担当者が適正な手続を確認することとした。</li> <li>③ 応急修繕工事のきっかけとなる県民からの連絡を記録する河川相談カードに「処理方針(案)」欄を設け、副所長が確認し、適切な進捗管理を図ることとした。</li> </ol> </li> </ol>

<p>病院局 (保険医療部)</p>	<p>がんセンター</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に締結した「埼玉県立がんセンター及び埼玉県立精神医療センター屋外整備業務委託」について、入札公告において一般競争入札（事後審査型）で落札者を決定するとしながら、同時に入札書提出前に入札参加資格申請書及び必要書類を提出の上、入札参加資格の確認を求めていることは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、一般競争入札（事後審査型）の公告内容について、センター内の研修により、担当、決裁権者において徹底した。</p> <p>再発防止策として、入札公告の内容確認に使用するチェックリストを新たに作成し、複数の職員がリストに従って確認作業を行うこととした。チェックポイントを可視化することで、見落としを未然に防止する。</p> <p>また、入札手続に限らずトラブル発生時の情報共有の徹底について、事務局内の役付会議等で全職員に周知した。</p>
------------------------	---------------	-----------------------------	--	--

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療部	衛生研究所	令和3年3月5日 (第188号)	令和元年度に長期継続契約として締結した業務委託契約1件、令和2年度に長期継続契約として締結した業務委託契約2件について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止に向けて、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更契約による是正措置 原契約書の変更契約書を作成し、長期継続契約における契約解除の特約について規定した。</li> <li>2 再発防止対策 長期継続契約の締結を適切に行うため、契約内容について、チェックリストを作成し、事務担当者、経理員、決裁ルート上の職員等複数の者が確認することとした。また、過去の経験に頼ることなく、疑義や不明な点が生じた場合には、規則及び通知等に当たって確認するとともに、会計管理者等確認するよう努めていく。 さらに、事後的ではあるが、契約した契約書の1枚目を複写し、担当者名を手書きしたものを総務担当に提出し、契約解除条項の契約（履行）期間欄への記載の有無等について確認することとした。</li> <li>3 職員への周知徹底 衛生研究所では、所属全職員に対して、注意に至った経緯、誤りの内容、原因について周知するとともに、長期継続契約に係る条例及び依命通達の運用における留意点をまとめた資料を作成し、適正な長期継続契約事務の実施について徹底を図った。 併せて、保健医療部内の全課所に対しても事例の周知と同様な誤りがないよう注意喚起を行った。</li> </ol>

<p>県土整備部</p>	<p>北本県土整備事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成30年度に締結した「一般県道上尾環状線の道路改築事業に伴う高崎線北上尾駅構内久保踏切道除却こ道橋新設に係る概略設計業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属内の全職員に対し、問題が発生した経緯、協定事務による業務委託では本来どのように事務を執行すべきであったかを説明した上で、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後、同じ基本協定に基づく業務委託を実施する際に、当該業務委託を参考にする可能性が高いため、設計書綴りの表紙に注意文書を保存した。</li> <li>2 所内で定めた決裁ルート表の下欄に「協定締結（負担金を除く）にあたっては、執行伺を行うこと。」という内容を追記した。</li> </ol>
<p>県土整備部</p>	<p>川越県土整備事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に執行した「CADソフトウェア（建設図面プログラム増設）」の購入について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定例的でない需用費や役務費の執行については同様の誤りが生ずる可能性が高いことから、財務チェックシート（歳出編）を活用し、チェックを徹底することとした。</li> <li>2 毎年6月に全職員を対象とした財務研修を実施して、財務に関する知識の向上を図ることとした。</li> <li>3 財務に関する様々な誤りの事案について、事例集を作成して共有することで、事務処理の適正化を図ることとした。</li> </ol>

<p>病院局 (保険医療部)</p>	<p>小児医療 センター</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成31年度に締結した「医療機器(単年度契約分)保守点検業務委託」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。</p>	<p>埼玉県財務規則では、年度開始前に新年度事業の見積書を徴する場合は予定価格を定める前に見積書を徴することを可能としている。これと同様に、埼玉県病院事業財務規程の運用においても、予定価格調書を作成する前に見積書を徴することを可能とする場合について、経営管理課から各病院あて通知した。(令和3年2月12日付け経管第1213号 病院事業管理者通知) この通知に基づき、本件のような4月1日付けでの契約締結が不可欠な案件について適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>併せて、年度末・年度当初において会計事務が適正に処理されるよう、留意事項等を整理して経営管理課から各病院あて通知した。</p> <p>小児医療センターにおいては、これらの通知に基づき、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>教育局(教育委員会)</p>	<p>春日部高等学校</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に全国高等学校長協会の総会・研究協議会を当校長が欠席したことに伴う負担金2,000円の戻入事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 欠席後、速やかに同協会と調整せず、戻入決定、債権管理簿の記載、返納通知書の送付を行わなかった。</li> <li>2 同協会が現金で返納した際に、適正な手続を取らず当校長が直接現金を受領した。</li> <li>3 現金受領後、収納した日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まず、10日後に払い込んだ。</li> </ol>	<p>再発防止のため、監査結果を校内全教職員に周知するとともに、事務担当職員内で研修を行い、適正な戻入事務及び現金取扱いの徹底を図った。</p> <p>また、会議参加費等支払の際は、必ず通知文書にて欠席時の参加費返納の有無を確認するとともに、欠席の場合は、速やかに事務担当職員に連絡することを徹底する。</p> <p>さらに、現金を受領した際は速やかに指定金融機関等に払い込むことを徹底するため、現金を受領した旨を事務室内の月間計画表に明示し、払込みを複数職員で確認することとした。</p>

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	荒 木 裕 介
埼玉県監査委員	小久保 憲 一

## 令和2年度財政的援助団体等監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

### 1 監査等の種類

財政的援助団体等監査（基準第3条第1項第4号）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### (2) 対象団体

- ア 出資団体 10団体
- イ 指定管理者 9団体19施設

#### (3) 実施期間

令和2年9月3日～令和3年1月26日

### 3 監査の着眼点

(1) 出資団体については、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意する。

(2) 指定管理者については、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

### 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

### 5 監査の結果

#### (1) 出資団体

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 令和2年12月 7日 委員監査 令和3年 1月22日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 700,000,000円 ・ 団体の基本財産 2,000,000,000円 ・ 県の出資割合 35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。



監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査	令和2年	9月 3日
	委員監査	令和2年	10月 5日
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資		50,000,000円
	・団体の基本財産		82,000,000円
	・県の出資割合		61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査	令和3年	1月21日
	委員監査	令和3年	3月24日(書面)
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資		100,000,000円
	・団体の基本財産		100,000,000円
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県国際交流協会		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査	令和2年	10月 5日
	委員監査	令和2年	11月27日
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資		200,000,000円
	・団体の基本財産		328,164,370円
	・県の出資割合		60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査	令和3年	1月26日
	委員監査	令和3年	3月 3日(書面)
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資		10,000,000円
	・団体の基本財産		10,000,000円
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和2年10月20日 委員監査 令和2年12月4日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 50,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産 150,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 33.3%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県土地開発公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 令和2年10月27日 委員監査 令和2年12月15日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 100,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産 100,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 100.0%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	一般財団法人埼玉県河川公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 令和2年10月29日 委員監査 令和2年12月16日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 18,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産 35,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 51.4%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和2年12月4日 委員監査 令和3年1月21日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 48,900,000円</li> <li>・ 団体の基本財産 97,800,000円</li> <li>・ 県の出資割合 50.0%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア
所管部局	企業局
監査実施日	職員調査 令和2年 9月17日 委員監査 令和2年11月11日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 58,000,000円 ・ 団体の基本財産 130,000,000円 ・ 県の出資割合 44.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和2年 9月 3日 委員監査 令和2年10月 5日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民活動総合センター 302,613,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和3年 1月21日 委員監査 令和3年 3月24日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場 840,357,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和2年11月24日 委員監査 令和3年 1月25日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉会館 220,465,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和3年 1月26日 委員監査 令和3年 3月12日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 嵐山郷	442,890,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和2年10月22日 委員監査 令和2年11月18日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設上里学園	490,018,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和2年 9月29日 委員監査 令和2年11月 4日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設おお里	430,782,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和2年12月 7日 委員監査 令和2年12月22日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設いわつき	362,262,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和2年11月30日 委員監査 令和3年 2月12日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 皆光園障害者歯科診療所	68,563,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和2年12月16日 委員監査 令和3年2月17日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 あさか向陽園障害者歯科診療所	48,118,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和2年10月20日 委員監査 令和2年12月4日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県産業文化センター	0円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和2年10月1日 委員監査 令和2年11月4日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 熊谷スポーツ文化公園	535,636,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和2年10月2日 委員監査 令和2年11月11日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 こども動物自然公園	530,468,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和2年9月29日 委員監査 令和2年11月27日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川越公園	84,952,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和3年	1月13日
	委員監査	令和3年	1月25日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	加須はなさき公園		145,691,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和2年	12月17日
	委員監査	令和3年	1月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	しらこぼと公園		101,454,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社八廣園		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和2年	11月18日
	委員監査	令和2年	11月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	新座緑道		902,407円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	権現堂公園管理事務所		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和2年	11月2日
	委員監査	令和2年	12月25日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	権現堂公園		69,900,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社サンアメニティ		
所管部局	教育局		
監査実施日	職員調査	令和3年	1月19日
	委員監査	令和3年	2月16日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	長瀬げんきプラザ		68,834,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	名栗フィールドズパートナーズ
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 令和2年 9月18日 委員監査 令和2年10月16日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 名栗げんきプラザ 87,657,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。